

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1
が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し
を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月26日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月11日 午前 9時00分から 令和 7年 6月17日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 6月20日 午前10時00分 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 7月10日 午後 3時00分 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 6月24日 午前 9時00分から 令和 7年 6月24日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月26日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	2,907,000 2,325,600		590,000	28,258	6,711
					</



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市南区比治山町921番地14

建物の名称 ダイアパレスリバーサイド比治山

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 比治山町921番14の313

建物の名称 313

種 類 事務所

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 20.75平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市南区比治山町921番14

地 目 宅地

地 積 1016.25平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の53



物 件 明 細 書

令和 7年 4月22日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者会社が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市南区比治山町921番地14

建物の名称 ダイアパレスリバーサイド比治山

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 比治山町921番14の313

建物の名称 313

種 類 事務所

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 20.75平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市南区比治山町921番14

地 目 宅地

地 積 1016.25平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の53



令和 7 年(ケ)第 9 号
令和 7 年 2 月 1 4 日受理
令和 7 年 3 月 2 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書 (物件 1)

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市南区比治山町 9 2 1 番地 1 4

建物の名称 ダイアパレスリバーサイド比治山

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 比治山町 9 2 1 番 1 4 の 3 1 3

建物の名称 3 1 3

種 類 事務所

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 階部分 2 0 . 7 5 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市南区比治山町 9 2 1 番 1 4

地 目 宅地

地 積 1 0 1 6 . 2 5 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1 万分の 5 3

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	広島市南区比治山町3番14号-313		
建物	物件 1		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 事務所 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 3980円 修繕積立金 4260円 役員委託料 12000円 3階共用電気料 1690円 3階共用水道料 2600円	令和7年3月10日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和7年2月分～同年3月分 計16,603円 (うち損害金123円) ☐ 不明	
管理費等照会先	株式会社東急コミュニティー中四国支店		
その他の事項			
敷地権	符号 1		
現況地目	☒ 宅地 (符号 1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)		
形状	☒ 公図 (法14条1項地図) のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号 1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)		
その他の事項	符号1土地は南東側が主要地方道広島三次線に、西側が広島市道 (南3区15号線) にそれぞれ接面している。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者会社破産管財人 A	1 本件建物は令和6年12月10日付けで破産財団から放棄しました。 2 本件建物は空き家だと聞いています。 3 本件建物の鍵を貸与するので、適宜解錠の上で調査を実施してください。

(執行官の意見用)

執行官の意見
本件建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況等から、本件建物は所有者会社が事務所（空き家）として使用し、占有しているものと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月6日（木） 11：45－11：50	広島法務局	公図、建物図面、登記事項要約書等交付申請
令和7年3月6日（木） 12：15－12：20	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和7年3月6日（木） 15：00－	当庁	管理会社に滞納管理費等照会書送付 （返送用郵券110円添付）
令和7年3月6日（木） 16：00－16：03	当庁	債務者会社破産管財人Aに架電 占有関係等聴取
令和7年3月21日（金） 12：45－12：55	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行し、立会人を立ち会わせて調査を実施した。

☒ 令和7年3月21日
目的物件は不在で施錠されていたので、債務者会社破産管財人から交付を受けた鍵を用いて解錠し、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



・27052.210

(座標法種別：測量成果)



部 分	所 在	広島市南区比治山町					地 番	921番14		
出 力 尺	1/500	精 度 区 分	乙一	表示系 番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成19年8月				縮 付 年 月 日 (原図)	平成21年2月10日			補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月6日
広島法務局

登記官

請求番号：28-1
(1/1)

縮小(A3→A4)

公用

(5 枚目)

536132

各階平面図

建物図面
各階平面図

家庭番号 比治山町921-14-313

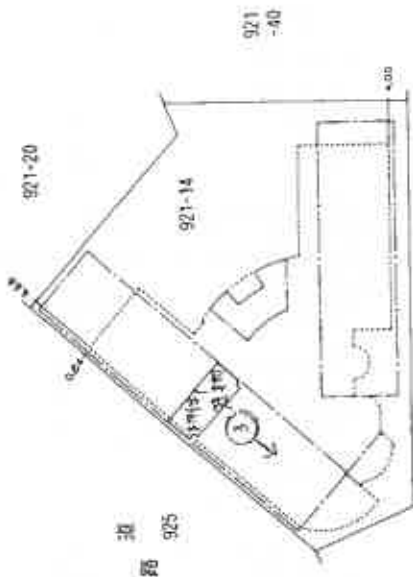
建物の所在 広島市南区比治山町921番地14

1/2, 10, 20



<<< 求 積 表 >>>		
0.68 x 2.52 -		1.7136
5.95 x 3.04 -		18.0880
0.37 x 2.57 -		0.9509

合 計	20.7525
床面積	20.75 m ²



924 道路

建物の存する部分：3階



作業者 土田 隆雄

縮尺 1/250

申請人

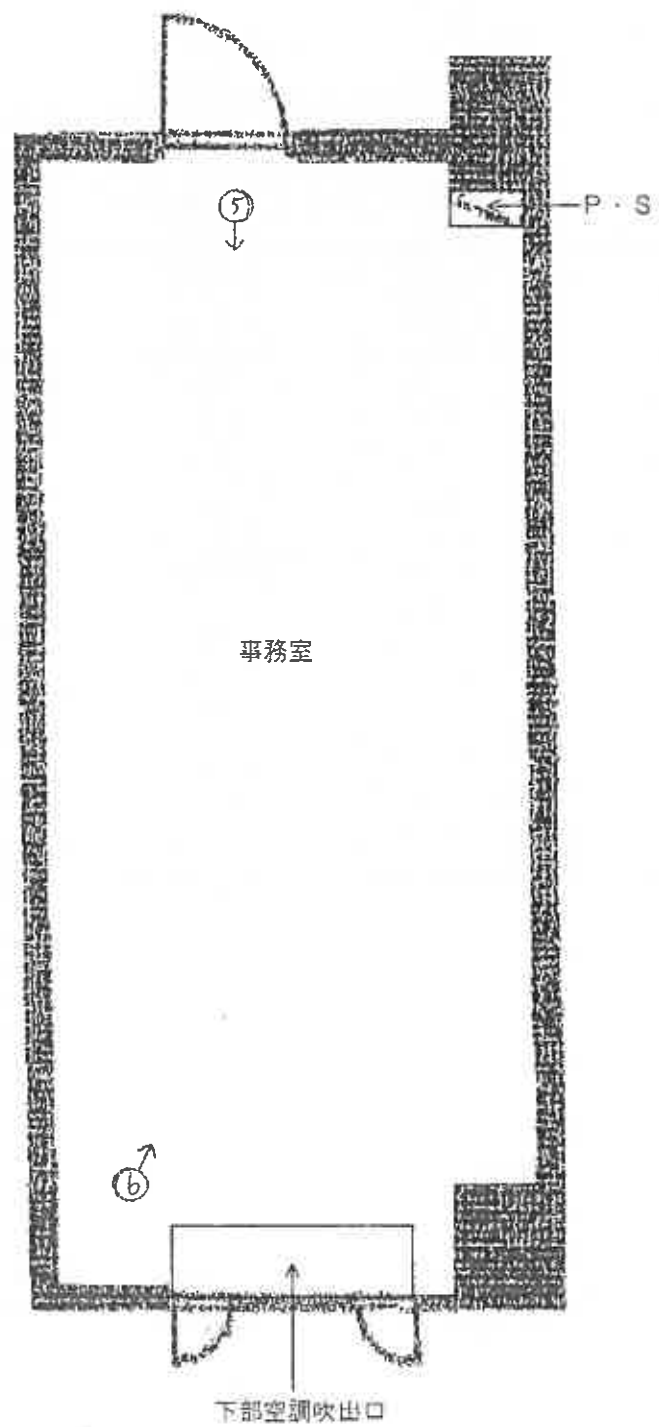
縮尺 1/500

縮小(A3→A4)

(広島市南区比治山町921番地14)

凡例 ○→ 写真撮影方向

④



【物件1】

建物間取図

凡例 ○→ 写真撮影方向

(7 枚目)

写真 1



写真 2



主要地方道広島三次線

写真 3



写真4



写真5



写真6



令和 7 年 (ケ) 第 9 号 (物件1)
令和 7 年 3 月 21 日 現地調査
令和 7 年 4 月 4 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

中 村 真 二

印

第1 評価額

番号	評 価 額
物件1	金 2,907,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 広島市南区比治山町921番地14 建物の名称 ダイアパレスリバーサイド比治山 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 比治山町921番14の313 建物の名称 313 種 類 事務所 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床 面 積 3階部分 20.75㎡ (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 1 所在及び地番 広島市南区比治山町921番14 地 目 宅地 地 積 1,016.25㎡ (敷地権の表示) 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 10,000 分の 53		同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「広島」駅の南西方・直線距離約 1100m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は事務所、店舗、マンションのほかラブホテルも混在する地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 500% 防火地域 リバーフロント地区地区計画(E地区(一般地区))	
画 地 条 件	規模 符号1	1,016.25 m ²	間口 約 36 m 奥行 約 10~35 m 形状 不整形 接面状況 角地 その他 地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	南東側 約 25 m	舗装 主要地方道広島三次線 高低差 ほぼ等高	
	南西側 約 10 m	舗装 市道 高低差 ほぼ等高	
土地の利用状況等	現状は物件1を含む一棟の建物が存する。 隣地はマンション等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	高潮浸水想定区域図において大半が2m以上5m未満に位置する。
---------	--------------------------------

2 建物の概況（物件1）

（1）一棟の建物の概要

マンション名	ダイアパレスリバーサイド比治山
建物の用途	事務所・共同住宅（総戸数 102戸）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成 2 年 10 月 25 日 新築 経過年数：約 34 年 経済的残存耐用年数：約 16 年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造12階建
仕様	屋根：コンクリート屋根 外壁：タイル、吹付タイル等 その他：—
設備等	エレベーター：有（2基） 駐車場：敷地内（32台） その他：オートロック有
建物の品等	使用資材 普通 施工 普通
管理の形態等	管理組合；有 名称：ダイアパレスリバーサイド比治山 管理組合 法人格 無 管理方式：委託管理 管理会社：株式会社東急コミュニティー中四国支店 管理形態：管理人 有 管理人室 有 管理状況 日勤（午前9:00～午後6:00）
管理の状況	普通
特記事項	・大規模修繕 時期：令和5年3月頃 場所：外壁（一部）、屋根、バルコニー ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被覆材、保温材等が使用されている可能性は低いが、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

(2) 専有部分の概要 (物件1)

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
位 置	3階 (313号室) 主要開口部の方位: 添付建物間取図のとおり
床 面 積	20.75 m ² (登記面積)
間 取 り	事務室1フロアー (添付建物間取図のとおり)
仕 様	天 井: 化粧石膏ボード等 床 : タイルカーペット等 内 壁: クロス貼等 設 備: 電気、給排水、空調等 その他: ー
保守管理の状態	普通
管 理 費 等	管 理 費: 3,980 円 (月額) 修繕積立金: 4,260 円 (月額) 役員委託料(R7年4月分請求) : 12,000 円 (月額) 3階共用電気料(R7年4月分請求): 1,690 円 (月額) 3階共用水道料(R7年4月分請求): 2,600 円 (月額) 滞 納 額: 有 令和7年3月10日現在 16,603円 (内損害金 123円)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 共同の男女別トイレ、給湯室が建物3階中央部に存する。 ・ 事務用備品等が残置されている。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

(1) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
330,000	20.75	0.25	1,712,000

ア 再調達原価：共用部分も考慮した、専有面積（登記面積）当りの単価とする。

イ 専有面積： 登記面積による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
34 年	16 年	50 年

残価率	観察減価
5 %	30 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.25$$

(2) 敷地権価格 (物件1)

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
499,000	1.07	1,016.25	1.00	0.0053	2,876,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員25m舗装県道に略等高接面する間口30m・奥行30m・地積約900㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格 (広島南5-7)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) a×b×c×d
568,000	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{115}$	499,000

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 必要なし。

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差 :

角地	1.07
リバーサイド	1.03
不整形	0.97
相乗積	1.07

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 必要なし。

オ 敷地権割合 :

a	b	a ÷ b = c	権利割合(d)	オ(c × d)
53	10,000	0.0053	1.00	0.0053

(3) 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格(円)	敷地権価格(円)	価格補正	個別格差	占有減価修正	積算価格(円)
ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
1,712,000	2,876,000	1.00	0.88	1.00	4,037,000

ウ 価格補正： 必要なし。

エ 個別格差（階層・位置・品等程度）：

階層別格差※1	0.97
位置別格差※2	1.01
タイプ別格差※3	0.90
その他格差	1.00
相乗積	0.88

※1 3階(6階標準)

※2 中間部屋(中間部屋標準)

主要方位南西 -1(南東標準)、リバーサイド+2

※3 事務所仕様(居宅標準)

オ 占有減価修正： 必要なし。

2 評価額の判定

積算価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

積算価格(円) ア	市場性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ
4,037,000	1.00	0.80	0.90	2,907,000

イ 市場性修正 : 必要なし。

ウ 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価 : 代金納付に至る間の管理費等の滞納相当額を減価前の価格で除した割合として控除する。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（広島南5-7）

所 在 : 広島市南区的場町2丁目1番6（住居表示 的場町2-1-3）
価 格 : 568,000円／㎡
位 置 : JR山陽本線「広島」駅 南方 道路距離 約600mに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 190㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 北東側36m県道
用途指定等 : 商業地域（建蔽率80%、容積率500%）
防火地域
地域の概要 : 中低層の店舗ビル等が建ち並ぶ商業地域。

2 固定資産税評価額（令和6年度）

建物
物件1 1,799,747 円 （1㎡当たり 69,677 円）、課税床面積 25.83 ㎡

土地
符号1 257,845,998 円 （1㎡当たり 253,723 円）、課税地積 1,016.25 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

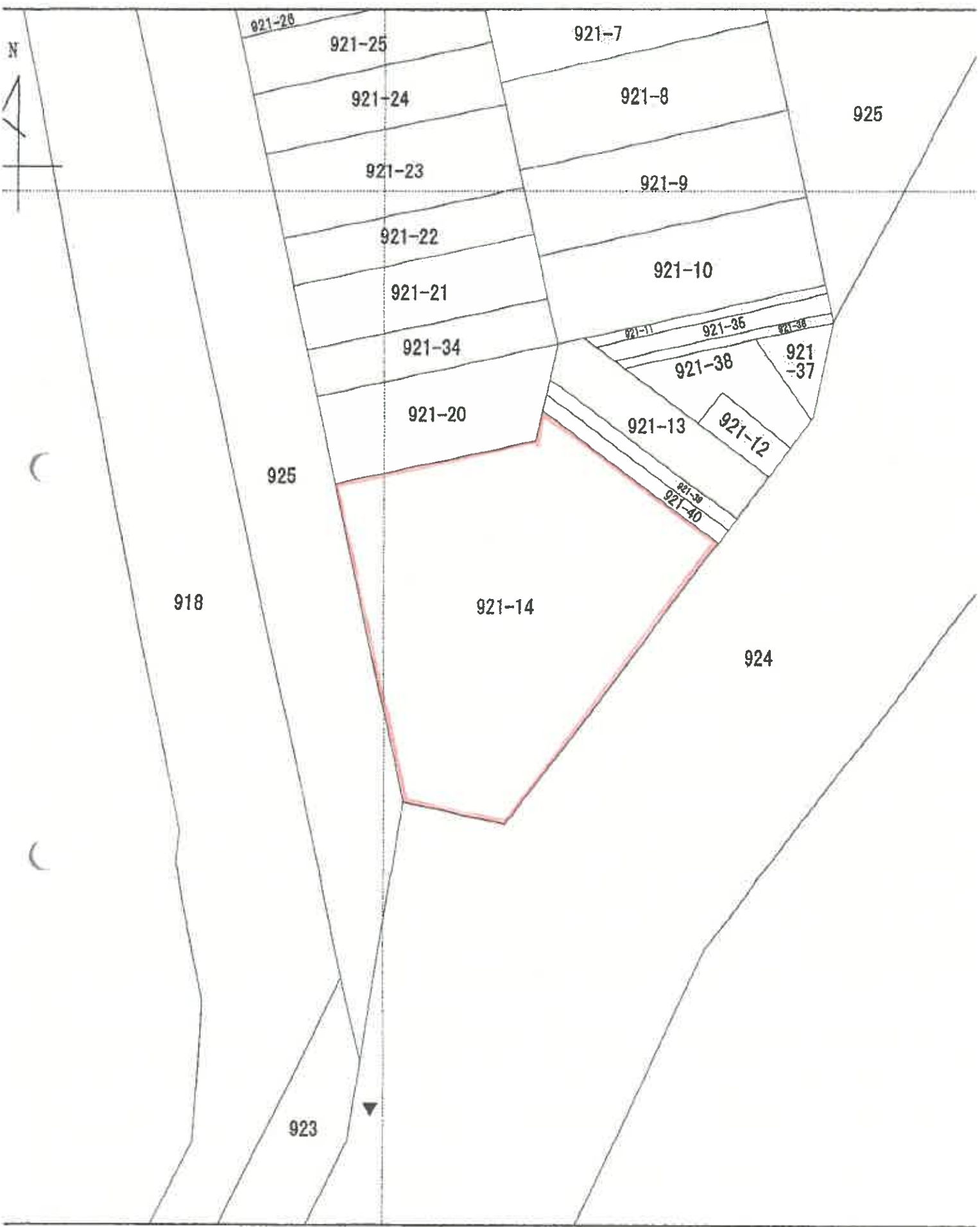
- 1 受命物件の位置図（広島市「白図」縮尺1／10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上

所在位置略図



1:10,000



登記年月日：平成2年10月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月12日 広島県税務局

登記官

地図登録番号：M02608

536152

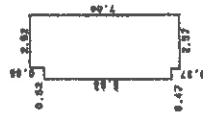
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 比治山町21-14-313

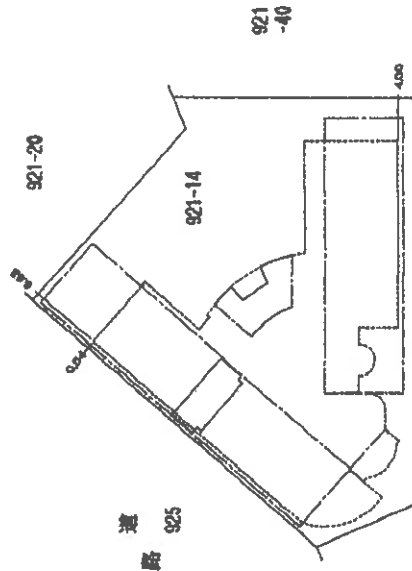
建物の所在 広島市南区比治山町921番地14

142,10,26



<<< 求 測 算 >>>
0.68 x 2.52 = 1.7136
5.85 x 3.04 = 18.0880
0.37 x 2.57 = 0.9509

合 計 20.7525
床面積 20.75 m²



924 道 路

建物の存する部分：3階

物件 1

A3→A4に縮小

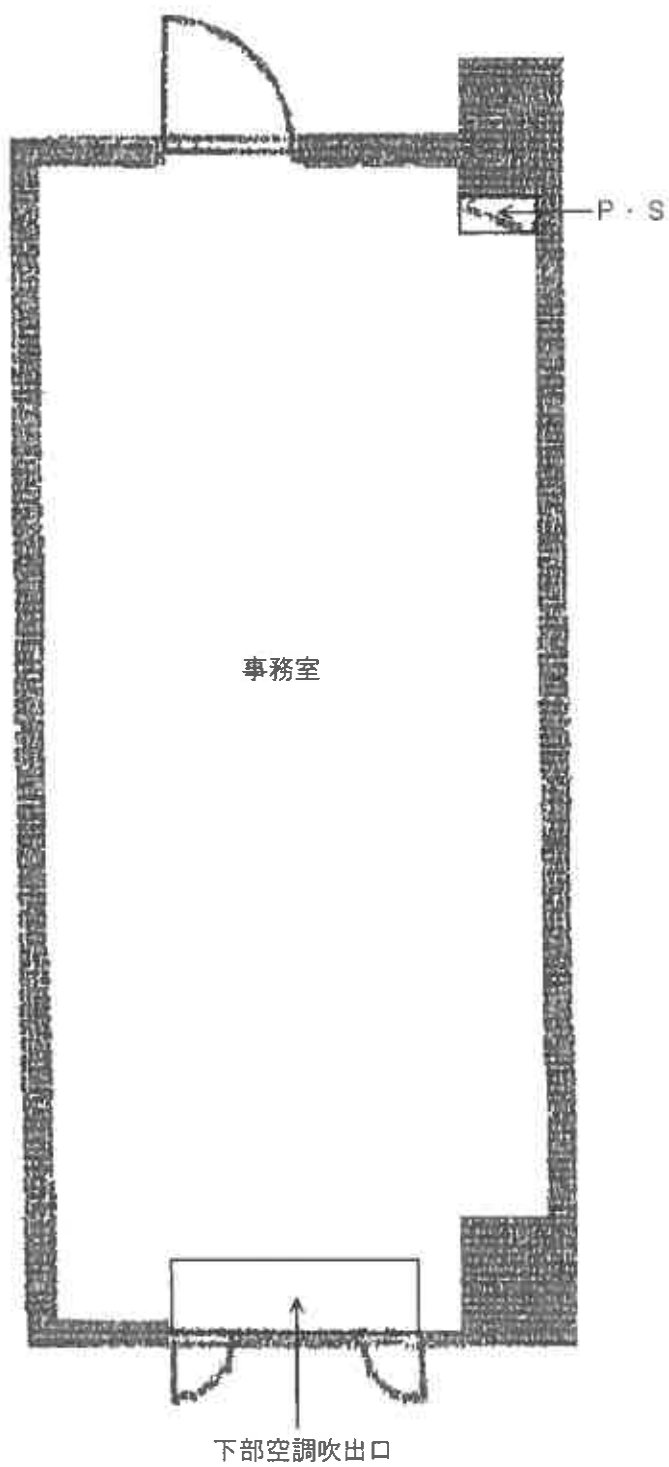
作 製 者

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会印)



【物件1】

建物間取図